

返戻金制度について

Voyen Japan 株式会社
有料職業紹介事業（許可番号：13-ユ-313666）

求職者が業務開始後2ヶ月以内に退職をし、その旨を当社に事実発生日より5日以内に書面にて通知した場合、通知後3ヶ月以内に無償にて新たな候補者を紹介することに最大限努める。適切な候補者が不在の場合は当社が返金の責を負う。返金額は2ヶ月のうちの残りの週数によって決定するものとする。

退職理由が人員整理、その他業務の合理化による場合、または職務内容に大幅な変更があった場合には返金は発生しない。

尚、返戻金制度は職業紹介契約書により上記とは別の定めをする場合があります。